

武蔵野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱規定により定める図書

- 1 武蔵野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第 8 条第 1 項の規定により、補強設計あるいは耐震改修に係る全体設計承認申請書又は交付申請書に添付する関係書類は以下に掲げるものとする。なお、全体設計承認申請書の提出後に交付申請書を提出する場合、既に提出済みの書類は省略できるものとする。

(共通書類)

- 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（共に写しも可）
- 沿道建築物の建築確認通知書又は確認年月日を証する書類（共に写しも可）
- 代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合）
- 管理組合の規約と当該事業の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの場合）
- 法人全部事項証明書（法人の場合）
- 特定沿道建築物であることが確認できる図面等類（該当する特定緊急輸送道路と建物の関係がわかるもの）
- 消費税仕入税額控除確認書（消費税の仕入税額控除を行わない場合）
- 案内図、配置図、各階平面図及び立面図
- 見積書の写し（助成対象事業の積算根拠が明確なもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの支払額がわかるもの）
- 工程表（助成対象事業の全体の工程がわかるもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの出来高がわかるもの）
- その他助成事業の区分に応じてそれぞれ市長が必要と認める書類

(補強設計)

- 耐震診断者が条例第10条第 1 項に掲げる者であることを証する書類
- 耐震診断結果報告書(概要版等、ただし既に提出済みの場合は不要)
- 耐震診断結果に対する評定書等（ただし、既に提出済みの場合は不要）

(耐震改修)

- 土地の所有権を証する書類
- 土地の所有者の承諾書(借地の場合)
- 工事に関する設計図書
- 補強設計書(概要等。ただし、既に提出済みの場合は不要)
- 補強設計書に対する評定書（ただし、既に提出済みの場合は不要）

(建替え)

- 土地の所有権を証する書類
- 土地の所有者の承諾書(借地の場合)
- 新築計画に対する建築基準法第 6 条又は第 6 条の 2 の規定に基づく確認済証の写し
- 新築計画に対する確認図書(副)の写し（案内図、配置図、各階平面図、立面図）
- 耐震診断結果報告書(概要版等。ただし、既に提出済みの場合は不要)
- 耐震診断結果に対する評定書等（ただし、既に提出済みの場合は不要）

(除却)

- 土地の所有権を証する書類
- 土地の所有者の承諾書(借地の場合)
- 解体工事計画図
- 耐震診断結果報告書(概要版等。ただし、既に提出済みの場合は不要)
- 耐震診断結果に対する評定書等（ただし、既に提出済みの場合は不要）

2 武蔵野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第 14 条第 1 項の規定により、補強設計あるいは耐震改修完了報告書に添付する関係書類は以下に掲げるものとする。

(共通書類)

- 該当事業に要した費用が確認できる領収書の写し（又は請求書の写し）
- 該当事業に要した費用が確認できる明細書等の写し
- 納税証明書
- 仕入税額控除の実施の有無を確認できる書類（確定申告をしている場合）
- その他助成事業の区分に応じてそれぞれ市長が必要と認める書類

(補強設計)

- 補強設計契約書の写し
- 補強設計結果報告書
- 補強設計結果報告書に対する評定書（写しでも可）
- 耐震改修工事費及び工事監理費の見積書の写し

(耐震改修)

- 耐震改修契約書の写し
- 工事監理報告書(第11号の2様式)

(建替え)

- 建替え契約書の写し（解体工事と新築工事が別契約の場合には、両方）
- 写真(工事着手前、解体中、解体後、新築竣工後)
- 建築基準法第 7 条又は第 7 条の 2 の規定に基づく検査済証の写し

(除却)

- 除却契約書の写し
- 写真(工事着手前、解体中、解体完了後)
- 建築基準法第15条の規定に基づく建築物除却届の写し